

令和 8 年さぬき市議会第 2 回定例会議案

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

市長提出議案

- 議案第 3 5 号 令和 8 年度さぬき市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 3 6 号 令和 8 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 3 7 号 令和 8 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 3 8 号 さぬき市税条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 さぬき市老人福祉センター条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 さぬき市カメリア温泉福祉センター条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 さぬき市国民宿舎施設条例の一部改正について
- 議案第 4 2 号 財産の無償貸付けについて
- 議案第 4 3 号 さぬき市土地開発公社の解散について

議案第 35 号

令和 8 年度さぬき市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度さぬき市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和 8 年度さぬき市一般会計補正予算 (第 2 号)

第 1 表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和８年度さぬき市一般会計補正予算（第２号）

令和８年度さぬき市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３３，７００千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，１３９，８００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月１１日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金		3,472,027	82,919	3,554,946
	5. 国庫負担金	2,349,327	23,299	2,372,626
	10. 国庫補助金	1,112,336	59,620	1,171,956
75. 繰入金		3,715,531	50,506	3,766,037
	10. 基金繰入金	3,700,108	50,506	3,750,614
85. 諸収入		533,726	△167,125	366,601
	15. 貸付金元利収入	260,466	△167,125	93,341
歳入合計		31,173,500	△33,700	31,139,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 総 務 費		3,456,388	1,628	3,458,016
	5. 総 務 管 理 費	2,886,158	1,628	2,887,786
15. 民 生 費		8,889,235	30,243	8,919,478
	15. 生 活 保 護 費	482,871	30,243	513,114
20. 衛 生 費		2,608,340	773	2,609,113
	5. 保 健 衛 生 費	1,092,869	773	1,093,642
35. 商 工 費		867,006	70,000	937,006
	5. 商 工 費	867,006	70,000	937,006
40. 土 木 費		3,061,529	30,656	3,092,185
	15. 河 川 費	101,418	30,656	132,074
45. 消 防 費		1,120,745	0	1,120,745
	5. 消 防 費	1,120,745	0	1,120,745
65. 諸 支 出 金		905,142	△167,000	738,142
	20. 開 発 公 社 費	167,000	△167,000	0
歳 出 合 計		31,173,500	△33,700	31,139,800

一般会計補正予算（第２号）に関する説明書

１．歳入歳出補正予算事項別明細書

２．給 与 費 明 細 書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
55. 国庫支出金	3,472,027	82,919	3,554,946
75. 繰入金	3,715,531	50,506	3,766,037
85. 諸収入	533,726	△167,125	366,601
歳入合計	31,173,500	△33,700	31,139,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	市債	その他		
10. 総務費	3,456,388	1,628	3,458,016	10,150		△8,522		
15. 民生費	8,889,235	30,243	8,919,478	23,299				6,944
20. 衛生費	2,608,340	773	2,609,113					773
35. 商工費	867,006	70,000	937,006	54,500				15,500
40. 土木費	3,061,529	30,656	3,092,185			30,656		
45. 消防費	1,120,745	0	1,120,745	△5,030		5,030		
65. 諸支出金	905,142	△167,000	738,142			△167,000		
歳出合計	31,173,500	△33,700	31,139,800	82,919		△139,836		23,217

2. 歳 入

(款) 55. 国庫支出金

(項) 5. 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 民生費国庫負担金	2,305,023	23,299	2,328,322	45. 生活保護費負担金	23,299	生活保護費負担金 23,299
計	2,349,327	23,299	2,372,626			

(款) 55. 国庫支出金

(項) 10. 国庫補助金

5. 総務費国庫補助金	168,284	64,650	232,934	5. 総務管理費補助金	64,650	地域未来交付金 64,650
35. 消防費国庫補助金	5,030	△ 5,030	0	5. 消防費補助金	△ 5,030	消防団設備整備費補助金 △ 5,030
計	1,112,336	59,620	1,171,956			

(款) 75. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

5. 財政調整基金繰入金	2,060,959	23,342	2,084,301	5. 財政調整基金繰入金	23,342	財政調整基金繰入金 23,342
70. 防災基金繰入金	434,185	27,164	461,349	5. 防災基金繰入金	27,164	防災基金繰入金 27,164
計	3,700,108	50,506	3,750,614			

(款) 85. 諸収入

(項) 15. 貸付金元利収入

5. 貸付金元利収入	260,466	△ 167,125	93,341	5. 貸付金元利収入	△ 167,125	さぬき市土地開発公社貸付金返還金 △ 167,125
計	260,466	△ 167,125	93,341			

3. 歳 出

(款) 10. 総務費

(項) 5. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他				
60. 防 災 諸 費	138,023	1,628	139,651	10,150		△8,522		17. 備 品 購 入 費	1,628	機械器具費 1,628 防災資機材 1,628
				国補 10,150		基繰 △8,522				
計	2,886,158	1,628	2,887,786	10,150		△8,522				

(款) 15. 民生費

(項) 15. 生活保護費

5. 生活保護総務費	35,901	2,467	38,368	2,467 国負				3. 職 員 手 当 等	769	時間外勤務手当 769
								10. 需 用 費	30	消耗品費 30
								11. 役 務 費	104	通信運搬費 55 郵送料 55 手数料 49 口座振替手数料 49
								12. 委 託 料	1,564	委託料 1,564 生活保護システム改修委託料 330 人材派遣業務委託料 1,234
								19. 扶 助 費	27,776	扶助費 27,776 生活保護費 27,776
計	482,871	30,243	513,114	23,299			6,944			

(款) 20. 衛生費

(項) 5. 保健衛生費

5. 保健衛生総務費	543,490	773	544,263				773	27. 繰 出 金	773	津田診療所事業特別会計繰出金 773
計	1,092,869	773	1,093,642				773			

(款) 35. 商工費

(項) 5. 商工費

15. 観 光 費	567,893	70,000	637,893	54,500			15,500	14. 工 事 請 負 費	29,000	工事請負費	29,000
				国補						道の駅施設改修工事	
				54,500				17. 備 品 購 入 費	41,000	施設備品購入費	41,000
										施設用備品	41,000
計	867,006	70,000	937,006	54,500			15,500				

(款) 40. 土木費

(項) 15. 河川費

5. 河 川 総 務 費	101,418	30,656	132,074			30,656		12. 委 託 料	30,656	委託料	30,656
						基線				施設等点検業務委託料	20,900
						30,656				機器導入業務委託料	9,756
計	101,418	30,656	132,074			30,656					

(款) 45. 消防費

(項) 5. 消防費

5. 非常備消防費	99,708	0	99,708	△5,030		5,030					
				国補		基線					
				△5,030		5,030					
計	1,120,745	0	1,120,745	△5,030		5,030					

(款) 65. 諸支出金

(項) 20. 開発公社費

5. 開 発 公 社 費	167,000	△167,000	0			△167,000		20. 貸 付 金	△167,000	貸付金	△167,000
						貸付				土地開発公社貸付金	△167,000
						△167,000					
計	167,000	△167,000	0			△167,000					

2. 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	384 / (451)	911,544	1,608,902	1,408,762	3,929,208	713,435	4,642,643		
補 正 前	384 / (451)	911,544	1,608,902	1,407,993	3,928,439	713,435	4,641,874		
比 較	/			769	769		769		

※ 職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

(単位：千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備 考
	補 正 後	36,910	16,588	26,806	116,583	386	24,348	996,511	23,715	1,100	165,606	209	
	補 正 前	36,910	16,588	26,806	115,814	386	24,348	996,511	23,715	1,100	165,606	209	
	比 較				769								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	383 / (7)		1,605,359	1,081,935	2,687,294	513,268	3,200,562		
補 正 前	383 / (7)		1,605,359	1,081,166	2,686,525	513,268	3,199,793		
比 較	/			769	769		769		

※ 職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

(単位：千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当負担金	地域手当	備 考
	補 正 後	36,910	16,588	26,740	116,311	386	24,348	670,363	23,715	1,100	165,265	209	
	補 正 前	36,910	16,588	26,740	115,542	386	24,348	670,363	23,715	1,100	165,265	209	
	比 較				769								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職員手当	769	制度改正に伴う増減分			
		そ の 他 の 増 減 分	769	生活保護費追加支給業務に伴う時間外勤務手当の増	

議案第 36 号

令和 8 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 8 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和 8 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 1 表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和 8 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 9 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 5, 6 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 診 療 報 酬		96,015	320	96,335
	5. 外 来 報 酬	96,015	320	96,335
15. 繰 入 金		16,225	773	16,998
	5. 他 会 計 繰 入 金	14,509	773	15,282
歳 入 合 計		114,600	1,093	115,693

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 総 務 費		83,150	1,093	84,243
	5. 施 設 管 理 費	83,150	1,093	84,243
歳 出 合 計		114,600	1,093	115,693

津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 診療報酬	96,015	320	96,335
15. 繰入金	16,225	773	16,998
歳入合計	114,600	1,093	115,693

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
5. 総 務 費	83,150	1,093	84,243			320	773
歳 出 合 計	114,600	1,093	115,693			320	773

2. 歳 入

(款) 5. 診療報酬

(項) 5. 外来報酬

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 国 民 健 康 保 険 診 療 報 酬	62,429	238	62,667	5. 現 年 度 分	238	現年度分 238
10. 社 会 保 険 診 療 報 酬	7,843	30	7,873	5. 現 年 度 分	30	現年度分 30
15. 一 部 負 担 金	6,686	26	6,712	5. 現 年 度 分	26	現年度分 26
22. 後 期 高 齢 者 医 療 一 部 負 担 金	6,759	26	6,785	5. 現 年 度 分	26	現年度分 26
計	96,015	320	96,335			

(款) 15. 繰入金

(項) 5. 他会計繰入金

5. 一 般 会 計 繰 入 金	14,509	773	15,282	5. 一 般 会 計 繰 入 金	773	一般会計繰入金 773
計	14,509	773	15,282			

3. 歳 出

(款) 5. 総務費

(項) 5. 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他					
5. 一 般 管 理 費	83,150	1,093	84,243			320 診報	773	13. 使用料及び賃 借 料	1,093	賃借料 医療機器借上料	1,093 1,093
計	83,150	1,093	84,243			320	773				

議案第 37 号

令和 8 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和 8 年 度

さぬき市 病院事業会計補正予算（第 1 号）

香 川 県 さ ぬ き 市

令和 8 年度 さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度さぬき市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 8 年度さぬき市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（事 業）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
2 資本的支出	建設改良計画 （2）資産購入費	810,242 千円	32,780 千円	843,022 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 病院事業費用	5,801,758 千円	2,828 千円	5,804,586 千円
第 2 項 医業外費用	188,080 千円	2,828 千円	190,908 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「128,893 千円」を「128,973 千円」に、「84,665 千円」を「87,645 千円」に、「44,228 千円」を「41,328 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	949,410 千円	32,700 千円	982,110 千円
第 1 項 企業債	845,500 千円	32,700 千円	878,200 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	1,078,303 千円	32,780 千円	1,111,083 千円
第 1 項 建設改良費	859,359 千円	32,780 千円	892,139 千円

(企業債)

第 5 条 予算第 5 条中「796,500 千円」を「829,200 千円」に改める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 6 条 予算第 10 条に定めた重要な資産の取得及び処分に、次のとおり追加する。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	什 器 備 品	ナースコールシステム	1 式

令和 8 年 6 月 11 日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和8年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			5,801,758	2,828	5,804,586	
	2. 医 業 外 費 用		188,080	2,828	190,908	
		4. 消費税及び地方 消費税関係雑支出	142,385	2,980	145,365	
		5. 消費税及び 地方消費税	8,137	△ 152	7,985	

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 収 入			949,410	32,700	982,110	
	1. 企 業 債		845,500	32,700	878,200	
		1. 企 業 債	845,500	32,700	878,200	ナースコールシステムの整備に伴い病院事業債を増額するもの

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			1,078,303	32,780	1,111,083	
	1. 建 設 改 良 費		859,359	32,780	892,139	
		2. 資 産 購 入 費	810,242	32,780	843,022	ナースコールシステムの整備に伴い増額するもの

令和8年度さぬき市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	1,094,895
人件費支出	△	3,251,082
その他の業務活動による支出	△	858,397
医業収入		4,253,390
負担金、補助金等収入		548,044
その他の業務活動による収入		28,477
小計	△	374,463
利息及び配当金の受取額		108
利息の支払額	△	35,647
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	410,002

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	964,039
有形固定資産の売却による収入		10
貸付けによる支出	△	1,200
国庫補助金等による収入		20
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入		103,880
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	861,329

3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入		900,000
一時借入金の返済による支出	△	450,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		950,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	207,762
その他の他会計借入金の返済による支出	△	9,982
財務活動によるキャッシュ・フロー		<u>1,182,356</u>
資金の増減額	△	88,975
資金期首残高		<u>297,857</u>
資金期末残高		<u><u>208,882</u></u>

令和8年度さぬき市病院事業会計予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部				
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		973,791		
ロ 建 物	2,738,405			
減 価 償 却 累 計 額	△ 968,753	1,769,652		
ハ 附 帯 設 備	1,929,751			
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,471,223	458,528		
ニ 医 療 器 械	2,079,757			
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,476,392	603,365		
ホ 什 器 備 品	1,425,091			
減 価 償 却 累 計 額	△ 703,281	721,810		
ヘ 車 輦	16,613			
減 価 償 却 累 計 額	△ 14,951	1,662		
有 形 固 定 資 産 合 計			4,528,808	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		4,364		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,364	
(3) 投 資				
イ 長 期 貸 付 金		3,600		
貸 倒 引 当 金		△ 3,600		
ロ 前払退職手当組合負担金		761,471		

投資合計			761,471	
固定資産合計				5,294,643
2 流動資産				
(1) 現金預金			208,512	
(2) 小口現金			370	
(3) 未収金	628,038			
貸倒引当金	△ 2,507		625,531	
(4) 貯蔵品			43,992	
(5) 前払費用			11,093	
流動資産合計				889,498
資産合計				6,184,141

負債の部

3 固定負債				
(1) 企業債			2,808,697	
(2) 他会計借入金			680,034	
固定負債合計				3,488,731
4 流動負債				
(1) 一時借入金			450,000	
(2) 企業債			274,875	
(3) 他会計借入金			9,984	
(4) 未払金			338,935	
(5) 未払消費税			1,949	
(6) 預り金			24,315	
(7) 引当金			237,835	
流動負債合計				1,337,893

5 繰延収益				
(1) 長期前受金			3,338,138	
(2) 収益化累計額			△ 2,395,795	
繰延収益合計				942,343
負債合計				5,768,967

資 本 の 部

6 資本金				4,750,930
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 寄付金		1,650		
ロ 他会計負担金		2,000		
資本剰余金合計			3,650	
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金		52,600		
ロ 当年度未処理欠損金		4,392,006		
利益剰余金合計			△ 4,339,406	
剰余金合計				△ 4,335,756
資本合計				415,174
負債資本合計				6,184,141

令和8年度さぬき市病院事業会計予算積算基礎資料

収益的收入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
1.	病 院 事 業 費 用		5,801,758	2,828	5,804,586			
	2.	医 業 外 費 用	188,080	2,828	190,908			
		4. 消費税及び地方 消費税関係雑支出	142,385	2,980	145,365			
						1. 消費税及び地方 消費税関係雑支出	2,980	
		5. 消費税及び 地方消費税	8,137	△ 152	7,985			
						1. 消費税及び地方消費税	△ 152	

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
1.	資 本 的 収 入		949,410	32,700	982,110			
	1. 企 業 債		845,500	32,700	878,200			
		1. 企 業 債	845,500	32,700	878,200			
						1. 企 業 債	32,700	ナースコールシステムの整備に伴い病院事業債を増額するもの

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補 正 額	補 正 後	節	補 正 額	説 明
1.	資 本 的 支 出		1,078,303	32,780	1,111,083			
	1. 建 設 改 良 費		859,359	32,780	892,139			
		2. 資 産 購 入 費	810,242	32,780	843,022			
						2. 什 器 備 品 購 入 費	32,780	ナースコールシステムの整備に伴い増額するもの

議案第 38 号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する

者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

第７６条を次のように改める。

（固定資産評価員の設置）

第７６条 法第４０４条第４項の規定に基づき、固定資産評価員は設置しないものとし、その職務は市長が行うものとする。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納

税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは

「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 76 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のさぬき市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第

1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等 (同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後のさぬき市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第 3 号に掲げる規定による改正後のさぬき市税条例附則第 1 7 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第 4 号に掲げる規定による改正後のさぬき市税条例附則第 1 9 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後のさぬき市税条例第 6 3 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

さぬき市老人福祉センター条例の一部改正について

さぬき市老人福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

さぬき市老人福祉センター条例（平成１４年さぬき市条例第１１４号）の一部を次のように改正する。

別表のうち(1) 寒川老人福祉センターの表中

「

	円
	6 4 0
	4 3 0
	3 2 0
	3 2 0

」を

「

	円
	7 5 0
	5 5 0
	4 5 0
	4 5 0

」に改める。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

議案第 4 0 号

さぬき市カメラ温泉福祉センター条例の一部改正について

さぬき市カメラ温泉福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市カメラリア温泉福祉センター条例の一部を改正する条例

さぬき市カメラリア温泉福祉センター条例（平成14年さぬき市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条を削る。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条を第10条とする。

第6条第2項中「定める額」を「定める利用料金の基準額」に改め、同項第1号中「600円」を「750円」に改め、同項第2号中「400円」を「550円」に改め、同項第3号及び第4号中「300円」を「450円」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

（利用の許可）

第6条 カメラリア温泉を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、カメラリア温泉の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カメラリア温泉の利用を許可しない。

（1）感染性の疾病にかかっていると認められる者

（2）他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者

（3）他人に危害を及ぼし、又は他に迷惑となるおそれのある物を携行する者

（4）前3号に掲げるもののほか、カメラリア温泉の管理運営に支障があると認められる者

（許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、第6条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はカメラリア温泉の管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

（2）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（3）利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定により利用者に生じた損害について、市及び指定管理者は、賠償の

責任を負わない。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

さぬき市国民宿舎施設条例の一部改正について

さぬき市国民宿舎施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民宿舎施設条例の一部を改正する条例

さぬき市国民宿舎施設条例（平成14年さぬき市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（利用の許可）

第6条 国民宿舎を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、国民宿舎の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第13条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「使用」を「利用」に、「使用の承認」を「利用の許可」に、「使用場所」を「利用場所」に改め、同条を第12条とする。

第10条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第2項中「定める額」を「定める利用料金の基準額」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

（利用の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、国民宿舎の利用を許可しない。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民宿舎の管理運営に支障があると認められる者

（許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、第6条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は国民宿舎の管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

別表中「第7条関係」を「第9条関係」に、「国民宿舎利用料金上限額」を「国民宿舎利用料金の基準額」に改める。

別表の１の表を次のように改める。

利用区分		利用料金の基準額	
		１室１人利用	１室２人以上利用
洋室（浴室付き） 和室	大人	円 １４，０００	円 ７，０００
	小学生	—	５，０００
	幼児	—	２，５００
和室（浴室付き）	大人	１４，０００	７，５００
	小学生	—	５，５００
	幼児	—	２，７５０

- １ 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- ２ 「小学生」とは、小学校に在籍する児童及びこれに準じる者をいう。
- ３ 「幼児」とは、３歳以上の未就学の者をいう。
- ４ ３歳未満の者の利用料金は、無料とする。
- ５ 宿泊利用料金は、飲食料金を含まない。
- ６ 宿泊利用者の入浴料金は、無料とする。
- ７ １室における利用人数は、部屋の規模により制限することができる。
- ８ 次に掲げる日は、利用料金の基準額１人１泊につき、５，０００円以内の額を加算することができる。
 - (１) ４月２８日から５月５日までの日及び１２月２８日から翌年１月５日までの日
 - (２) ７月２０日から８月３１日までの日
 - (３) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条の規定による休日の前日（当該前日が金曜日又は日曜日の場合に限る。）及び土曜日
 - (４) 指定管理者が市長の承認を得て定める期間

別表の２の表（備考を除く。）中「料金」を「利用料金の基準額」に改め、同表備考中第２項を削り、第３項を第２項とする。

別表の３の表（備考を除く。）中「利用料金」を「利用料金の基準額」に、「５００」を「６００」に、「４００」を「５００」に、「３００」を「４００」に改める。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

議案第 4 2 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付けしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 貸付けする財産の表示

建物（旧松尾小学校）

所在地	種別	延床面積（㎡）
さぬき市大川町田面字王子 1 0 3 番 1	ランチルーム棟	6 6 8 . 0 0
さぬき市大川町田面字王子 1 2 5 番	教室棟①	8 7 5 . 0 0
さぬき市大川町田面字王子 1 2 5 番	教室棟②	1 8 3 . 0 0
さぬき市大川町田面字王子 1 2 5 番	管理棟	6 9 8 . 0 0
さぬき市大川町田面字王子 1 2 5 番	渡り廊下棟	4 0 . 0 0
さぬき市大川町田面字王子 1 2 5 番	用務員室棟	1 0 9 . 0 0
さぬき市大川町田面字王子 1 3 0 番 1	屋内運動場	9 3 4 . 0 0
計		3 , 5 0 7 . 0 0

2 貸付けの相手方 所在地 香川県高松市池田町 1 2 0 8 番地 1
名 称 有限会社長尾農産
代表者 代表取締役社長 長尾 香壽美

3 貸付けの期間 令和 8 年 1 1 月 1 日～令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日

議案第 4 3 号

さぬき市土地開発公社の解散について

さぬき市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹